## 共済契約継続申込に係る特別措置について

## 【対象者】

○下記対象地域に居住されている本部直接取扱いの退職者組合員石川県:七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町、中能登町※日本郵便より 2024 年 2 月 1 日 14:00 時点でニュースリリースのあった地域を対象としております。

## 【特別措置】

- ○契約継続申込手続き提出締切日を延長します。
  - 延長前: 令和6年2月16日(金) → **延長後: 令和6年5月16日(木)**
- ○口座振替日を変更します。

変更前:令和6年3月26日(火)  $\rightarrow$  **変更後:令和6年6月26日(水)** ※令和6年6月26日に口座振替を行うことができれば、令和6年度契約は失効せずに継続されます。

ご相談やご不明な点がありましたら、下記のフリーダイヤルまでお問い合わせください。

 火災共済: 0 1 2 0 - 7 5 3 - 3 7 5

 自動車共済: 0 1 2 0 - 6 3 3 - 5 8 5

 F A X: 0 3 - 3 2 6 2 - 2 7 9 5